

	<h2>災害時協力登録車制度を創設します</h2> <p>～電気自動車を活用して災害時のエネルギー確保を強化～</p>
運用開始	平成30年8月(予定)
区民登録開始	平成30年6月1日から
<p>区は、地震等の災害時における電源確保の取組みとして、「災害時協力登録車制度」を創設する。同制度は、区民や事業者が所有する電気自動車(EV)等を、災害時に避難拠点(区立小中学校)の電源として活用するもの。</p> <p>8月の運用開始に向けて、6月1日から区民が所有する電気自動車の登録を受け付ける。区民のEV等を募る制度としては、都内の自治体では初めての取り組み。登録者には区公式アニメキャラクターねり丸の限定ステッカーを配付するほか、ボランティア保険の保険料を区が負担する。</p> <p>今後、区が所有する電気自動車および燃料電池自動車(FCV)とあわせて、区民・事業者の協力を得て、災害時のエネルギー確保を強化していく。</p>	

### 【災害時協力登録車制度(区民登録)概要】

区の避難拠点には発動発電機および発電機用の燃料が配備されており、およそ1日分の電力量は確保されている。本事業はこれに加え、緊急電源としてEV等を補助的に活用する取り組み。また、登録者の活動については、災害時は自身や家族、自宅の安全を第一とし、無理な参集や活動は控えるものとしている。

- 対象：区内在住・在勤者が所有するEV・FCVなど、外部給電機器へ接続可能な車両
- 参集：震度6弱以上の地震が区内に発生した場合、あらかじめ指定された避難拠点に参集
- 活動：避難拠点スタッフの指示のもと、拠点に配備している電気機器の電源として活用
- 期間：外部給電ができなくなるまで。または避難拠点周辺の電力が復旧するまで。(発災後約72時間後を想定)
- 申込：区環境課窓口へ申込用紙を郵送、FAXまたは持参(用紙は区HPからダウンロード可)
- 必要書類： 申込用紙  
登録を希望する車両の自動車検査証の写し

### 【参考】EV登録台数(平成28年度末時点)

- 区内 約260台(推計)
- 国内 89,844台(一般社団法人 次世代自動車振興センターHPより引用)

### 【参考】区における電気自動車等の活用について

電気自動車(2台)、燃料電池自動車(2台)に加えて、安全・安心パトロールカー(7台)を電気自動車に入れ替え(8月予定)、避難拠点で活用する。

また、EVの電気を家庭用電源へ変換するために必要な外部給電機器を平成31年度中に全10か所の医療救護所( )に配備する。  
( )医療救護所...避難拠点(区立小中学校)のうち、軽症者に対して応急処置を行う場所



電気自動車に接続した外部給電機器